

登録申請の添付書類について

売買希望	賃貸希望	必要書類	取得できる窓口	備考
○	○	建物の 「登記事項証明書」 又は「登記簿謄本」	法務局 (全国どの法務局でも可) (郵送請求も可能)	* 1 * 2
○	不要	土地の 「登記事項証明書」 又は「登記簿謄本」	法務局 (全国どの法務局でも可) (郵送請求も可能)	* 1
○	○	不動産登記法第14条第1 項の地図またはそれに準 ずる図面(公図や字図) の写し	法務局 (全国どの法務局でも可) (郵送請求も可能)	* 1 空き家等の位 置を記入して ください(丸 印など)
○	○	建物の 「公課証明書」、又は 「課税資産明細書 * 3」	佐世保市役所 2階 市民税課 (代)0956-24-1111 (郵送請求も可能)	課税資産明細 書 * 3 は写し で可
○	不要	土地の 「公課証明書」、又は 「課税資産明細書 * 3」	佐世保市役所 2階 市民税課 (代)0956-24-1111 (郵送請求も可能)	課税資産明細 書は写しで可
○	○	空き家の写真 (現況及び全景)	※遠方にお住まい等でご用意 が難しい場合、空き家立会い の際に市職員が撮影させてい ただくことでも可	計 3 枚程度

上の表の他、市長が必要と認める書類の添付を求める場合があります。

- * 1 申請日前**3か月以内**に交付されたものに限る。
- * 2 未登記建物である場合、代わりに公課証明書(佐世保市 市民税課で取得)でも可。
- * 3 課税資産明細書とは、固定資産税の徴収金額について佐世保市 資産税課から送られてくるもの。

<お問い合わせ・郵送先>

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1-10 佐世保市役所 本庁舎 8階 都市政策課
電話：(代)0956-24-1111 (内線2807) FAX：0956-25-9678 メールアドレス：tosise@city.sasebo.lg.jp